

「平成30年7月豪雨災害に係る義援金」配分委員会設置要綱

(目的)

第1条 平成30年7月豪雨災害により被害を受けた被災者への援護の一助として、県内外の支援者等から寄せられた義援金を被災者に公正、かつ適正に配分するため、「平成30年7月豪雨災害に係る義援金」配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災者に寄せられた義援金を受け付けた機関から、委員会に引き継がれた義援金の保管及び配分に関すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会が必要と認めたときは、委員を追加することができる。
- 3 委員への就任については、知事が依頼する。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課に置く。

- 2 委員会の事務局に局長及び書記若干名を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 第5条の規定に関わらず、第1回会議は、知事が招集する。
- 2 この要綱は、平成30年7月30日から施行する。
- 3 この要綱は、義援金の配分が完了した時点でその効力を失う。

別 表

「平成30年7月豪雨災害に係る義援金」配分委員会委員

構 成 団 体	職 名
日本赤十字社愛媛県支部	事務局長
愛媛県共同募金会	常務理事
愛媛県社会福祉協議会	常務理事
愛媛県市長会	事務局長
愛媛県町村会	事務局長
愛媛県	保健福祉部長
愛媛県	出納局長